

令和4年1月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ネ)第702号 損害賠償請求控訴事件(原審:名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第4729号)

口頭弁論終結日 令和3年12月17日

判 決

名古屋市緑区滝ノ水2丁目1702番地の11

控 訴 人 多 田 雅 史

名古屋市天白区御前場町258番地

被 控 訴 人 医 療 法 人 社 団 幹 和 会

同 代 表 者 理 事 長 鬼 武 義 幹

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 吉 野 彩 子

同 植 木 祐 矢

ほか

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、5000円及びこれに対する令和2年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを1200分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、100万円及びこれに対する令和2年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要（以下、略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。）

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人が開設する本件医院において医師の応招義務（医師法19条1項）に違反する診療拒否（本件対応）を受け、600万円を超える損害を被ったと主張して、被控訴人に対し、不法行為に基づき、600万円及びこれに対する不法行為の日である令和2年3月31日（本件当日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた（一部請求）事案である。

原審が控訴人の上記請求を全部棄却したところ、控訴人が控訴した。

なお、控訴に係る不服申立ての範囲は、前記第1の2のとおり限定されている。

### 2 前提事実

以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁12行目の「被告は、」の次に「名古屋市天白区内に」を加え、13行目末尾に「本件医院の外来診療時間は、月～土曜日の午前9時～午後0時及び月・火・木・金曜日の午後4時30分～午後7時30分である。（甲13, 32）」を加え、14行目から15行目にかけての「（本件当日）午前10時30分頃、」を「（本件当日：火曜日）午前10時30分頃、名古屋市瑞穂区所在の」に改める。
- (2) 原判決3頁14行目の「今日」を「本件当日」に改め、17行目の「同月2日、」の次に「名古屋市天白区所在の」を加える。

### 3 争点及びこれについての当事者の主張

原判決の「事実及び理由」の第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の請求は、5000円及びこれに対する令和2年3月31日（不法行為日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め

る限度で理由があると判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 争点(1) (本件対応が応招義務に違反するものとして不法行為を構成するか) について

前提事実によれば、被控訴人は、本件医院を開設する医療法人として、診療の求めがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じる責務を負っていると解される所(医師法19条1項, 厚生労働省医政局長の令和元年12月25日付け「応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」〔甲17〕2頁参照), 本件当日, 控訴人から事前の電話連絡を受けた後, 午後の外来診療時間の開始直前の時間帯に, 前医の紹介状等を持って来院した控訴人から, 右肩痛についての診療の求めを受けた際, 同一日に同一診療科である整形外科を受診することはできない旨を告げ, 同日中の診療を拒否(本件対応)したものであり, その結果, 控訴人は, 同日中に本件医院において右肩痛についての診療を受けることができなかったものである。

被控訴人は、本件対応には正当な事由(不法行為の成立を否定すべき事由)があったと主張し、具体的には、①当時の控訴人の症状(右肩関節周囲炎)は、緊急対応を要するものではなかった旨、②当該症状については、オープン型MRIの検査も含め、他の医療機関でも受診し得るものであり、本件医院も本件当日に診療を行わなかったというだけであって、控訴人の受診の機会は失われていない旨、③重複受診や頻回受診による、患者の健康被害のおそれや、患者の費用負担及び医療保険財政の負担の増大が指摘されており、本件医院においても、同一日に整形外科の重複受診がされたケースで保険指導を受けたことがあった旨をいう。

しかしながら、まず、上記①及び②については、たとえそのような事情があったとしても、医療機関としては、原則として患者の求めに応じて必要な医療を提供する責務を負うことに変わりはなく、ただ、そのような事情がない場合に比して、診療拒否の正当な事由が緩やかに認められ得ることとなるにすぎないもの

と解される（当該医療機関において診療に応じることができないような特段の理由がないにもかかわらず、緊急対応の必要がないとか、他の医療機関でも診療可能であるとか、翌日以降であれば診療可能であるなどという理由で診療を拒否し得るものとは到底解されない。甲17の3頁等における整理も同様と解される。）。

そして、上記③については、被控訴人提出資料（乙1など）を踏まえても、同一日に同一診療科で受診することをもって、直ちに重複受診や頻回受診と評価されるものではないところ（被控訴人も、原審において、本件当日、東海北陸厚生局の担当者から、同日の整形外科受診ができないわけではないとの指摘を受けた旨主張している。）、本件においても、控訴人は、本件当日、前医において右肩痛を訴えたものの、前医の設備ではMRI検査を受けることができないため、オープン型MRIの設備を有する本件医院宛ての紹介状の発行を受け、これを持って本件医院に赴き、MRI検査を含む診療を求めたというのであって（前提事実(2)～(4)）、重複受診・頻回受診などと評価すべき事情は見当たらない。当時の本件医院の担当者も、控訴人に尋ねることなどにより、上記のような経緯であることを認識し、又は容易に認識することができたと考えられる。そうである以上、上記①及び②の事情により診療拒否の正当な事由が緩やかに認められ得ることを十分考慮してもなお、本件対応について正当な事由があったと認めることはできない。

よって、その余の点について検討するまでもなく、本件対応は、控訴人の法的利益を違法に侵害する不法行為に当たるといわざるを得ず、被控訴人は、これによって控訴人に生じた損害を賠償する義務を負う。

### 3 争点(2)（本件対応による控訴人の損害）について

控訴人は、本件対応により、①紹介状の発行費用2000円、②関係機関・被控訴人との通信費5228円、③後医への通院交通費14万円及び④弁護士相談料8万円の各損害並びに⑤慰謝料605万円相当の精神的苦痛を被った旨主張す

る。

しかしながら、本件対応は、本件当日における診療を拒否するものであって、翌日午前9時以降の診療時間における診療については何ら拒否するものではなく、実質的にみれば、控訴人に対する診療開始を約16時間半後以降に遅らせるとの対応であったといえる。

そして、控訴人が、本件当日、前医において右肩痛を訴えた際、それが2か月以上前に出現したものである旨、夜間痛はなく、安静時痛はそこまでない旨などを申告しており、かつ、右肩には腫脹、発赤及び熱感はなく、石灰化も生じておらず、関節可動域も保たれていたこと（前提事実(2)）、控訴人が、その翌日である令和2年4月1日、前医に対して別の医療機関宛ての紹介状の発行を求め、同月2日、前医において後医宛ての紹介状の発行を受けたが、その後、同年6月30日に至るまで後医で受診しなかったこと（前提事実(4)、(5)）などに照らせば、本件当日における本件対応の時点で、控訴人の右肩関節痛につき、約16時間半後以降の診療開始では間に合わないといえるような緊急対応を要する状況であったとは認め難い（控訴人は、同年4月7日に新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急事態宣言が発令され、基礎疾患により同ウイルス感染時の重症化リスクが高い控訴人としては、同感染拡大の第1波が終息するまで後医で受診できなかった旨主張するが、控訴人が、既に同感染拡大が重大な社会問題となっていた同年3月31日及び同年4月2日に名古屋市瑞穂区所在の前医や同市天白区所在の本件医院に赴いていたこと、その後同宣言の発令までに4日の間があったこと、後医も同市天白区内にあることなども踏まえれば、緊急対応を要する状況であったとは認め難いとの上記判断は何ら左右されない。）。

加えて、本件医院の担当者は、控訴人からの事前の電話連絡に対し、MRI検査の可否は医師が判断する、MRIの機器が空いていなければ別の日の検査になるとも伝えており（前提事実(3)）、控訴人の主目的たるオープン型MRIの検査を受けるために翌日以降の再来院を要することとなり得ること自体は明確に伝え

られ、控訴人もそのことは了承した上で本件医院を訪れたものといえる。

以上の諸事情も踏まえれば、控訴人が本件医院において本件対応を受けたからといって、他の医療機関宛ての紹介状を取得したり、後医に通院したり、関係機関等に連絡したり、弁護士に相談したりする客観的な必要性が生じたとまで認めることはできず、控訴人が主張する上記①～④の各損害について、本件対応との相当因果関係のある（被控訴人に賠償責任を負わせることが相当な）損害に当たるとすることはできない。

他方、控訴人が本件対応を受けたことにより、本件当日中には本件医院において右肩痛についての診療を受けることができず、それにより精神的苦痛（上記⑤）を被ったことは認められるところ、上記の諸事情も踏まえれば、その慰謝料としては、5000円と認めるのが相当である。

- 4 よって、前記1と異なる原判決を前記1のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 土 田 昭 彦

裁判官 山 本 万 起 子

裁判官 秋 吉 信 彦

これは正本である。

令和4年1月27日

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判所書記官 西 脇

